

平成 17 年 12 月 27 日

市 町 村 長 各 位

社団法人日本作業療法士協会  
会 長 杉 原 素 子  
(公印略)

障害者自立支援法施行に伴う  
市町村審査会への作業療法士の活用について  
(要 望)

謹啓 師走の候、貴職には益々ご発展の段、大慶に存じ上げます。

さっそくですが、先に成立し平成 18 年 4 月 1 日より施行予定の「障害者自立支援法」におきまして、市町村審査会の「委員は、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が任命する。」（第 2 章 2 節 1 款 16 条 2 項）と規定されております。

作業療法士は、障害者の自立生活を支援するリハビリテーション専門職の一つ（昭和 40 年法律第 137 号：理学療法士及び作業療法士法による国家資格）でございますが、その支援の特長は、(1) 単なる運動機能の回復にとどまらず、いかにすれば障害当事者が望む自立生活を現実のものとする事ができるかを総合的に評価し、それに必要な応用的動作能力や社会的適応能力の獲得方法を的確に判断し且つ実施できること、(2) 身体障害のみならず、知的障害、精神障害を含む 3 障害を旧来より支援の対象としてきており、さらに認知症、高次脳機能障害、難病などに対する実績をも蓄積していること、(3) 解剖学・生理学・運動学・病理学・心理学・各種臨床医学等の医学的知識と、過去の作業療法実践事例の蓄積とを根拠に評価と支援を実施していること、(4) 職業的リハビリテーションにおいて作業遂行能力の判断や向上に向けた支援、就労移行支援・就労継続支援に関する知識と技術を有し実践していること、にあると自負しております。詳しくは同封のパンフレット等をご参照ください。

つきましては、貴市町村において審査委員を任命するにあたり、該当地域の保健・医療・福祉関連施設に勤務する作業療法士を積極的にご登用いただき、障害者の円滑で適切な自立生活支援にお役立ていただければ幸甚に存じます。当協会の地方組織であります各都道府県作業療法士会の連絡先一覧表を同封いたしましたのでご活用ください。

なお、当協会は厚生労働省に対し、障害者自立支援法に係る政省令において市町村審査会委員の該当職種として作業療法士の職名を記載する措置を講じていただくよう意見具申をしているところでございます。

是非とも前向きにご検討賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

謹 白